

#ふるさと納税 3.0

「ふるさとせんなん事業者応援事業」事業者提案募集要項

泉南市(以下、「市」という。)では、新たな地場製品の創出や地域資源を活かした産業振興と創業支援が地方創生に果たす役割の重要性を鑑み、「ふるさと納税制度」の仕組みを活用した地域経済の好循環の拡大を図るクラウドファンディング等(以下、「CF等」という。)による資金調達を実施し、本市へ新たに立地を検討している事業者や市内に事業所を有する中小企業者等を支援する事業に取り組みます。

つきましては、この取り組みに参画を希望する事業者様の事業提案を下記のとおり募集します。

1 提案募集に係る事項

(1)概 要

- ・地域資源を活かした産業の振興や創業に取り組む事業者に対し、補助金による支援を実施します。
- ・事業者から提案を募集し、魅力的かつ安全で安心な質の高い地域資源を活かす取り組みについて、その独創性・実現可能性・収益性等の審査を行います。
- ・採択された事業提案については、市がCF等による寄附を募集します。
- ・CF等の募集期間内に寄附の目標金額(以下「寄附目標額」という。)を達成すれば、補助金交付要綱の規定により、事業者へ補助金を交付します。(※寄附目標額を達成しない場合であっても市との協議により補助金を交付する場合があります。)
- ・採択事業者は、当該補助金を活用して提案事業を市域内にて実施して頂きます。

(2)補助金額

交付する補助金はCF等により資金調達します。

CF等の募集期間内に寄附目標額(事業実施に要する経費のうち補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の2分の1から算定した額。)に達した場合、CF等により寄附を受けた額(以下、「寄附額」という。)の10分の5を交付します。原則、精算払いを基本としますが、概算払いも可能です。

※ただし、寄附目標額を達成しない場合であっても、市と協議の上、事業を実施する時は交付する場合があります。

(3)補助限度額

補助対象経費の範囲内で補助金を交付します。また、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

(留意事項)

※資金調達のため実施するCF(クラウドファンディング)実施に関して手数料は一切かかりません。

※返礼品調達の費用は、市が負担します。

※事業提案にあたり、税の滞納がないことの証明や法人の場合は関連資料等、必要な書類を添付頂きます。

※補助金額以外の事業費(消費税等)は事業者負担となりますのでご留意願います。

※補助金交付後に交付対象事業が、完了予定日までに事業の履行が見込めない場合などは、既に交付した補助金額を全額もしくは一部を返還頂きます。ただし、相当の理由が認められる場合は、協議するものとします。

※補助金の交付事業はいかなる事情があっても、事業の開始から3年間は、事業を継続する義務を負います。

※補助金交付後3年間は市の求めに応じ、事業報告等、必要書類の原本を提出する義務を負います。

※事業の進捗を定期的に寄附者に報告するとともに、寄附者とのつながりを大切にすること。

2 スケジュール(予定) ※変更する場合があります

提 案 書 類 提 出 令和6年6月24日(月)午後5時まで

提案審査選定委員会 令和6年7月4日(木)までに開催

提案結果決定通知 提案審査選定委員会終了後10日以内

C F 等 開 始 令和6年10月以降(市との調整により変動する場合があります)

事 業 開 始 寄附目標額達成後

3 応募資格

市内で事業所を開設している又は開設を予定している者のうち、以下の事項に該当する者

①法人又は個人の事業者

②自らが事業の実施主体である者

③市内で起業や、地場産品(平成31年総務省告示第179号に該当する返礼品)の創出、強化、開発等を行う者(表1参照)

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくは泉南市暴力団排除条例(平成25年泉南市条例第18号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者

⑤地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

⑥会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき更生又は再生手続きをしていない者

⑦税(国税及び地方税)を完納(納税猶予等の措置を受けている場合を除く。)している者

⑧宗教活動や政治活動を目的としていない者

⑨この要項の配布時から補助金交付決定までに市から入札参加資格停止の措置を受けていない者

表 1

補助対象事業	補助対象経費
市内での起業や、新たな地場製品の創出に要する事業所の立地に関するもの(原則、ふるさと納税の返礼品として活用できるものとする)	工場・作業場等の建物取得に要する建設費
	建物附帯設備の整備又は取得に要する経費
	構築物及び機械装置等の取得に係る経費
	建物賃借による増改築費
	備品購入費
	委託費
	外部評価費
	その他新たな地場製品の創出に要する経費
中小企業者等が行う製品・サービス等の生産、製造、加工等の強化(増産)等に関するもの(ふるさと納税の返礼品として活用できるものとする)	工場・作業場等の建物取得に要する建設費
	建物附帯設備の整備又は取得に要する経費
	構築物及び機械装置等の取得に係る経費
	建物賃借による増改築費
	備品購入費
	委託費
	外部評価費
	その他製品・サービス等の生産、製造、加工等の強化及び開発等に要する経費

ただし、公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、土地の造成、土地の購入費その他社会通念上不適切と認められる費用は、対象経費には含まない。

4 応募要項の配布期間及び提出

(1) 配布時期: 令和 6 年 5 月上旬頃予定

(2) 配布場所: 泉南市のHPにて配布(下記のURLからダウンロードしてください)

URL: 今後作成

(3) 資料の提出及び期限

項 目	部 数	提 出 期 限
企画提案書及び添付書類	正本 1 部 副本 6 部	令和 6 年 6 月 24 日(月)午後 5 時

(4) 提出場所: 泉南市 市民生活環境部 産業振興課

〒590-0592 泉南市樽井一丁目 1 番 1 号(泉南市役所 別館 2 階)

(5)提出方法

「(3)資料の提出及び期限」に記載する期限内(土日祝日は除く午前 9 時から午後 5 時までの間)に提出書類を、「(4)提出場所」まで持参又は郵送してください。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着とします。

(6)企画提案に関する留意事項

ア 複数の提出の禁止

同一の者が同年内に複数の申請をした場合は、失格とします。

イ 応募内容の変更禁止

応募(提出)された書類の変更は原則としてできません。ただし、市が補正等を求めた場合は除きます。

ウ 虚偽の記載に対する取扱い

応募(提出)された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

エ 応募(提出)された書類の取扱い

応募(提出)された書類は、いかなる場合でも返却いたしません。

オ 選考結果の疑義

一切認めません。

カ 著作権の取扱い

提出書類に含まれる著作物の著作権は、提出者に帰属します。

キ 提出書類の複製等

提出された書類は、業者選考の目的の範囲で複製することがあります。なお、提出された書類(複製した書類を含む)は業者選定以外の目的で使用はしません。

ク 守秘義務

本企画提案の参加不参加を問わず、本業務において知り得た情報は、本業務の目的外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはなりません。また、本業務への関わりが無くなり次第、市から配布された資料がある場合は返却し、その他知り得た情報については、適切に廃棄してください。

5 質疑応答

本要項の内容(業務及び企画提案に関するものを含みます。)に不明な点がある場合は、次の方法で提出してください。

(1)提出期限

令和 6 年 6 月 10 日(月)午後 3 時まで

(2)提出方法

「様式 3 質問書」により、電子メールに添付の上、下記アドレスまで提出してください。なお、「件名」の初めに必ず「質問:ふるさとせんなん事業者応援事業」と明記してください。

※電子メールアドレス:sinkou@city.sennan.lg.jp

(3)回答方法

質問書提出締切後、1 週間以内に回答します。

(4)その他

「(1)提出期限」の期間を経過した後の質問、「3 応募資格」に該当しない方からの質問、指定した方法以外での質問につきましては、一切受け付けしませんのでご注意ください。また、公平な審査を行うため、審査基準にかかる内容及び他の提案者等に関する内容の質問についても、受け付けしませんので、併せてご注意ください。

6 CF等について

(1)事業採択

事業提案の選考の結果、採択された提案について、市においてCF等を民間のサイト等にて実施します。

(2)寄附目標額の算出

補助対象経費から寄附目標額を算出します。

7 補助に関する留意事項

(1)損害賠償

当該補助事業の遂行中に、補助事業者が市及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに市にその状況及び内容を報告してください。また、損害賠償の責任は補助事業者が負うものとします。

(2)事故

当該補助事業の遂行中に事故があったときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに市に報告しなければなりません。

8 提案募集の停止・中止又は取消し

市の施策方針変更や緊急等やむを得ない理由により、提案募集を実施することができない場合、停止・中止又は取消すことがあります。この場合、提案者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しません。

9 企画提案書の作成

企画提案書の作成は、この要項に記載する事項を十分に理解した上で、次の要領で作成してください。

(1)共通事項について

- ①企画提案書の提出は、当該事業に対し、個人・法人とも1年に1点とします。(再チャレンジ可)
- ②企画提案書の提出書類は、企画提案書及び「提出書類」に記載する書類とします。
- ③日本工業規格A4用紙を使用します。
- ④企画提案応募書(様式1)には、個人もしくは事業所(団体)名、代表者名、提出年月日、連絡先(担当者氏名・所属部署・会社所在地・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス)を記載してください。

- ⑤企画提案書(添付資料を除く)は、10ページ以内で提出してください。
- ⑥紙媒体により正本1部、副本6部を作成してください。
- ⑦使用言語は、日本語で、簡潔かつ明瞭に記述してください。
- ⑧企画提案内容によっては、補足説明等を求めることがあります。

(2)企画提案書の構成について

企画提案書の構成は、次の審査項目及び審査基準の内容に則って作成してください。

10 審査方法及び審査基準

(1)審査方針について

応募書類の審査は、選定委員会が行います。審査にあたっては、次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査、選定し、採択事業者を決定します。また、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2)審査方法について

下記の審査基準に基づき、書面審査を実施し、基準点を超えた応募者から採択事業者を選定します。ただし、提案件数が多い場合は、事務局にて書類選考による応募者の絞り込み(1次審査)を行い、選定委員会が書面審査(2次審査)を実施いたします。

(3)審査項目及び審査基準について

審査は、提出された提案書に基づき、次の項目及び基準により実施します。

※記入漏れ・誤記・表現の誤り等があった場合でも、提出された書類で審査しますので、提出前に必ず誤りがないか等、十分に注意してください。

○審査項目及び審査基準

各事業分野の審査項目は以下のとおり。

審査項目	審査内容	配点
提案者について	・実施体制、実績	10点
提案内容について	・独創性、新規性、市場性、成長の可能性 ・優位性、実現性 ・社会貢献 ・経済波及効果 ・ふるさと納税の返礼品としての可能性	50点
資金・収支計画について	・収益性 ・資金計画	30点
事業提案金額について	・費用積算	10点
		合計 100点

※合計 60 点以上で選定候補者とします。

11 審査結果

審査結果については、提案の採用有無にかかわらず応募いただいた全ての応募者へ通知します。

12 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 企画提案内容の補足説明を求めたにもかかわらず、補足説明しなかった場合
- (4) その他、この要項に記載する事項に違反したとき、又は企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

13 企画提案に要する費用負担

企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とします。

14 企画提案書等の取扱い

提出された企画提案書、概算見積書等はいかなる場合でも返却いたしません。

15 その他

採択された提案内容については、採択事業者の選定後に市と詳細につきまして協議させていただきます。協議の結果、CF等の内容・金額について変更が生じることがあります。

★提出書類

企画提案の応募にあたっては、次の書類を提出してください。

◆応募書類（以下書類は応募代表者が提出するものとします。）

- ア 企画提案応募書【様式 1】 7部 うち押印したものは 1部
- イ 企画提案書【様式 1 別紙】 7部（正本 1部、副本 6部）
- ウ 収支計画書（補助対象経費の概算見積書）【様式 2】 7部
- エ 事業実施体制の組織表【様式自由】 7部
（各構成員の役割分担等が明示されているもの）
- オ 提案事業者の過去の事業実績【様式自由】 7部 ⇒無ければ必要ありません。
- カ 直近 3 期分の決算書（個人の場合は確定申告書） 1部
- キ 直近の法人税の申告書（法人の場合） 1部
- ク 営業許可証等の写し（許認可を必要とする場合に限る） 1部
- ケ その他市長が求める資料